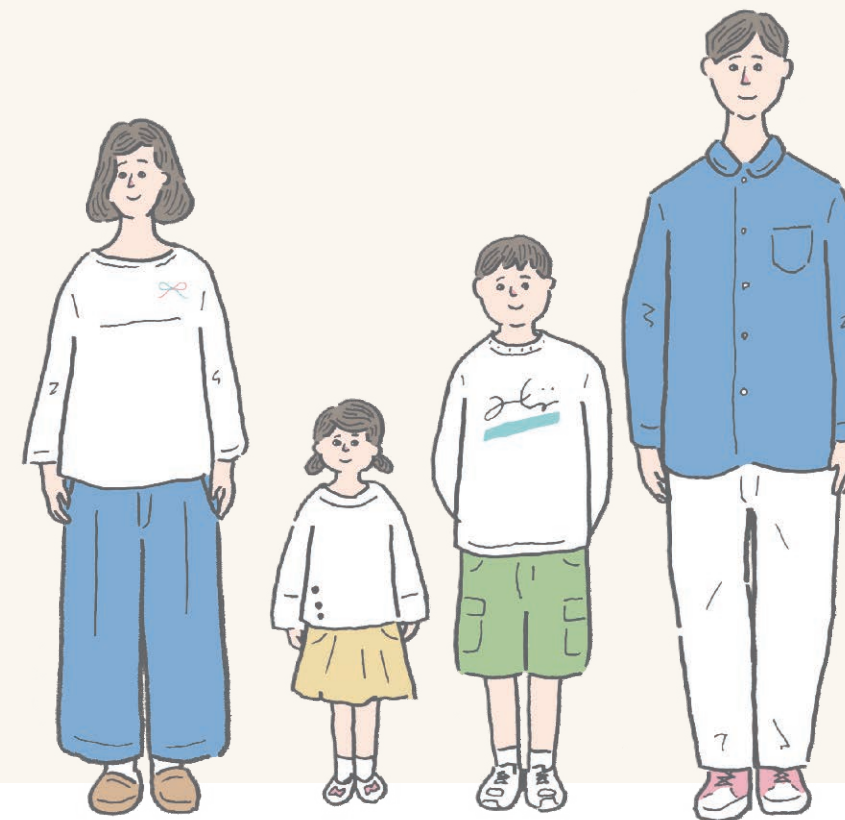


先生方へ



つな
が
り
の
連
絡
帳



日本財団
The Nippon Foundation
〒107-8404
東京都港区赤坂1丁目2番2号日本財団ビル

子どもたちに家庭を
プロジェクト
<http://nf-kodomokatei.jp/>



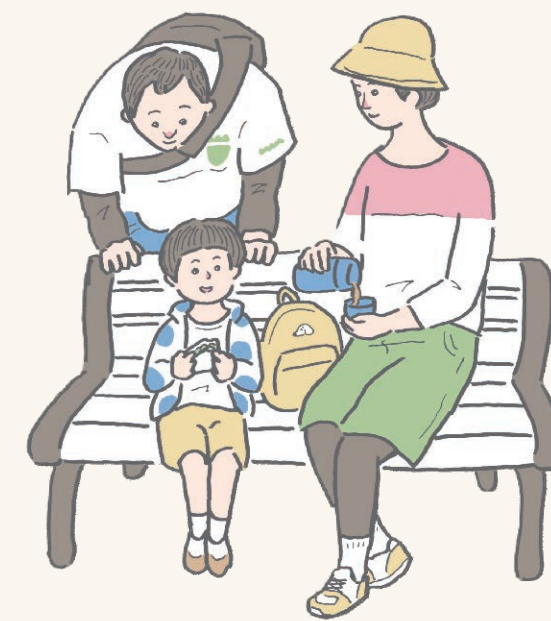
つながりの連絡帳は、**里親家庭で暮らす子どもの思いを地域へつなぐツール**です。

子どもが幸せに育つためには、安全で安心できる家庭環境の中で、特定の大人と安定した愛着関係を築くことが大切です。こうした家庭環境が自己肯定感を育み、様々な人たちと信頼関係を築いていく力をつけていきます。

「里親家庭」は、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもが、特定の大人のもとで安心して暮らすことができる育ちの場です。児童福祉法（2016年改正）には、「家庭養育優先の原則」が明記されており、家庭と同様の環境で子どもを育てる「里親家庭」を増やしていくことが期待されています。

里親家庭の増加に伴い、地域という広がりの中で子どもを支える必要性が高まっています。とりわけ、日々子どもたちが通う保育園、幼稚園、小・中・高校等の理解とサポートは大切です。

『つながりの連絡帳』は、里親家庭で暮らす子どもの思いを地域へつなぐツールとして、学校の先生方向けに作成しました。日々のサポートにご活用頂くのはもちろん、里親や子どもたちとの対話をきっかけとして、里親制度への理解と支援の輪を広めていただければ幸いです。



里親家庭では、さまざまな事情により

家族と離れて暮らす子どもを預かり、育てています

里親制度は、子どもが一定の期間、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境で育てられる、子どものための制度です。親の病気や貧困、育児放棄など、さまざまな理由で家族と離れて暮らす子どもたちは、全国で約4万2千人います。こうした子どもたちは児童福祉法(第27条第1項第3号)の規定に基づき、児童相談所が、乳児院・児童養護施設等への入所や里親・ファミリーホームへの委託を決定します。

里親には大きく分けて4つの種類があります

養育里親

保護者がいない子ども、あるいは保護者の病気や経済的な理由で育てることが困難・不適切と判断された子どもを迎え入れる里親のことです。保護者が子どもを育てることが可能になる時まで、場合によっては子どもが社会人になるまで生活を共にし、養育することもあります。養育里親研修を受ける必要があります。

※ファミリーホーム〈小規模住居型児童養育事業・第2種社会福祉事業〉
経験豊かな里親等が養育を担う制度です。養育里親との違いは子どもの定員が5人もしくは6人であり里親家庭よりも大きな家族となります。

養子縁組里親

養子縁組を望んでおり、後に養子を迎え入れることを前提として養育する里親のことです。養子縁組里親研修を受ける必要があります。

専門里親

虐待を受けて、心に大きな傷を負った子ども、非行などの問題がある子ども、身体障害・精神障害・知的障害がある子どもを受け入れる専門性を持った里親です。3年以上の里親経験があり、専門里親研修を受け、養育に専念できることが必要です。

親族里親

里親になる人と子どもが三親等以内の親族で、子どもの両親や保護者が死亡・行方不明などにより子どもを養育できない場合に、その子どもを受け入れる里親です。



短期の里親は自治体によって名称も運用も多様です。

季節・週末里親 フレンドホーム等(ボランティア)

週末や夏休み・お正月などの長期の休みに、保護者のもとに帰れない子ども等を家庭に迎え入れる里親です。自治体により、「三日里親」や「フレンドホーム」など、名称も運用も異なります。

ショートステイ里親 一時保護里親

ショートステイ里親とは、保護者の病気や育児疲れなどで、短い期間、親元を離れる必要がある子どもを預かる里親です。児童相談所で一時保護をした子どもを預かる里親もいます。

里親家庭で暮らす子どもたちはさまざまな境遇にあります。まずは子どもの声をきき、それに応じた配慮が必要となります。

もうひとりの当事者

里親の「実子」である子どもたち

2011年の調査によると、実子がいる里親家庭は全体の43.5%となっており、多くの里親家庭で里親の「実子」が一緒に生活しています。実子の多くは里子との結びつきを大切に思い、家族の一員として一緒に暮らしています。一方で、実子は里子との生活が始まると、さまざまなタイミング(措置解除時も含めて)で心理的な影響を受けることがあります。また、里親・里子への思いやり

から、自身の気持ちをがまんしたり、里親制度に対する社会的なイメージとの間で、周囲とのギャップを感じたりすることもあります。里親制度に関わる全ての子どもが安心して過ごせるよう、一人ひとりの子ども自身の思いに目を向けることが大切です。したがって本冊子では、里子と実子の双方の子どもを「里親家庭で暮らす子ども」としています。

里親制度 Q & A

Q. 日本にはどれくらいの数の里親家庭がありますか？

2022年3月31日現在、里親家庭全体では、4,759世帯であり、このうち養育里親の世帯は3,774世帯です。委託されている子どもの数は、里親家庭6,019人、ファミリーホーム1,688人です。国が「家庭養育優先の原則」を掲げたことで、近年、里親家庭の数は増えていますが、依然として多くの子どもたちが施設で暮らしており、これからもより多くの里親が必要とされています。

Q. 里親は誰でもなれるのでしょうか？

養育に対する熱意があり、経済的に困窮していない人であれば、特別な資格は必要ありません。児童相談所での面談、都道府県が実施する養育里親研修等を受けて認定され、登録されます。独身の場合も条件によっては可能なので、児童相談所にご相談ください。

Q. 「フォスティング機関」とは何ですか？

里親制度に対する社会の理解を促進すると共に、里親のリクルート及びアセスメント、子どもと里親家庭のマッチング、登録前後・委託後の研修、養育相談、子どもの自立支援までを里親とチームになって一貫して担う機関です。児童福祉法(2022年改正)により、2024年度以降、一部のフォスティング機関は「里親支援センター」と呼ばれる児童福祉施設として位置づけられる予定です。

Q. 里親と養子縁組との違いは？

大きな違いは親権です。養子縁組は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度であり、養親が子の親権者となります。里親には親権はなく、国から養育に必要な里親手当等を支給され、一定の期間委託されていることになります。したがって、里親と子どもの苗字は異なります。学校等では、子どもの希望を踏まえて、里親と同じ苗字を通称として使う場合もあります。

Q. 一時保護について教えてください

虐待など、子どもの権利の尊重や成長にとって明らかに見逃せない状況にあると判断される場合に、子どもの安全を確保するために、児童相談所が子どもを一時的に保護する行為のことです。児童相談所長や都道府県知事などから承認を得たうえで実施されます。

Q. 児童養護施設等と里親家庭で、配慮の仕方は変わりますか？

子どもたちの背景はさまざまですが、施設の場合、同じ学校に複数人が継続的に通学しているの、学校での対応の経験があるケースが多いでしょう。一方、里親家庭は、家庭毎の個別の対応が必要になってきます。また、進路や奨学金等について、施設ほど知識を持ち合わせていない里親家庭が多いです。学校との協力関係は不可欠です。



里親家庭で暮らす子どもは、学校生活のなかで

ここで紹介する困りごとは、多くの子どもたちが経験していることですが、境遇や子どもの気持ちもさまざまです。まずは「子どもの声をきく」ことを大切に、子ども一人ひとりの気持ちが尊重された上で、安心して学校生活を送れるよう配慮していただければ幸いです。

生い立ちを振り返るとき

小学校では「生い立ちの授業」や「二分の一人成人式」など、自分の生い立ちを振り返る機会があります。自分の生い立ちや家庭環境について、周囲の子どもたちに伝えている場合とそうでない場合では異なりますが、場合によっては無用に傷つくこともあり、授業の前に先生と里親と子どもの三者で面談していただくことが望まれます。

たとえば…

- 授業で用意するようにいわれた赤ちゃん時代の写真がなくて困った。
- 以前、生い立ちの授業を別室で受けることを希望したケースがあったそうで、私のときにもあらかじめ別室になっていた。私は普通に授業を受けたかったので、相談してほしかった。

授業参観のとき

授業参観で里親と一緒に暮らす家族が教室に訪れる際、年齢差や容姿の違い等に対する周囲の反応に戸惑うことがあります。

たとえば…

- 授業参観に来てくれたことは嬉しかったが、同級生に「おばあちゃんなの？」と聞かれて困った。

修学旅行・部活の合宿のとき

保護者からの書類、受診券（保険証と同じ役割。児童相談所から交付される）などから、意図しないタイミングや場所で、里親家庭で暮らしていることが明らかになることがあります。



巣立ちのとき「自立のために必要なこと」

里親家庭で暮らす子どもたちは、特定の年齢に達した際、あるいは自立可能と判断されたタイミングで里親家庭への措置が解除され、自立を求められます。このため、措置解除前の時期は、自立に向けた計画を立てたり、措置解除後の様々なサポート（アフターケア）についての情報収集をおこなったりと、将来を見越した準備を進める大切な期間となります。学校では進路選択のタイミングと重なりますので、先生方のサポートが子どもにとって大きな力となります。

自立を求められるタイミング

これまでの制度では、子どもが施設や里親家庭などで暮らせるのは原則18歳まで、継続的な支援が必要と判断された場合も、最長で22歳までとなっていました。2024年度以降は児童福祉法（2022年改正）により、年齢で一律に支援期間を区切るのではなく、対象となる子どもや若者が自立可能かどうかに着目する必要があるとし、支援対象の年齢制限をなくすこととなっています。

一方、これまでも制度上は22歳までの延長が

可能であっても、延長の適用はわずかに留まり、大半は高校卒業とともに自立を求められてきたのが実情です。里親家庭を巣立つ子どもの中には、自立後も、継続的に里親との交流が続く場合や、家族同然の関係性が続くこともある一方、措置解除以降、里親家庭とのつながりが途絶えて、帰る場所や頼れる人を失うケースもあります。子どもがおかれている個別の状況を周囲の大人が理解・把握し、進路選択や自立に向けて共に考えていく姿勢が求められます。

周りの子どもたちとの違いを意識するさまざまな機会があります

理科や保健体育を学ぶとき

中学生以上になると理科の「生殖や遺伝」の単元や保健体育の「性の健康教育」などの時間に、自分自身の出自について複雑な思いを抱くことがあります。

たとえば…

- 遺伝の授業のとき、先生が冗談めかして「●型から●型は生まれなから、それはおかしい」と発言。授業後の友人との雑談で、里親と血縁関係にないことを周囲に知られたくないからごまかした。

卒業式のとき

卒業証書は通常、戸籍名（実名）が記載されるため、卒業式の際に馴染みのない名前で呼ばれ、子どもが傷ついたり、意図しないかたちで里親家庭で暮らしていることが知られたりすることがあります。

たとえば…

- 学校では通称名を使っていたので、卒業式では通称名と実名の両方の卒業証書を用意してもらい、壇上では通称名の卒業証書を読み上げてもらった。

健康診断や通院のとき

里親家庭に委託される以前の環境によっては、既往歴や遺伝的なことなど、里親委託以前の情報が不足している場合があります。

たとえば…

- 友達から「○○さんと同じ家に住んでるの？」と言われた。
- 特定の友人にだけ里親家庭で暮らしていることを伝えていたが、表札を見た同級生が周囲に触れ回ってしまい、意図しない形で広まった。

プリントなどを配布するとき

同じ里親家庭から通う子どもであっても「各家庭1枚」のプリントはそれぞれ渡しましょう。また、子どもが欠席した際、同級生がプリントなどを届けにきたときに、表札の苗字と違うことなど、プライバシー情報を目にすることもあります。

連絡帳（P.9～）には、子どものより詳しい情報を書き込んでいます。

どのような対応が望ましいか、話し合う際の参考としてください。



進路指導

高校3年生（もしくは中学3年生）は進路を決定する学年です。進学であっても就職であっても、里親家庭の子どもに役立つ情報収集をしていただくことが、子どもの前向きな進路決定につながります。児童養護施設や里親家庭出身の子どもたちの高校進学率は、全国平均98.8%に対し、施設95.8%、里親97.2%と比較的高水準を維持しています。一方、大学・短大などへの進学となると全高卒者56.1%に対し、児童養護施設22.6%、里親委託38.7%に留まっています。

出典：社会的養育の推進に向けて
（令和5年4月5日子ども家庭庁支援局家庭福祉課）

アルバイト・住まい

将来の進学資金や生活のためにアルバイトをする、里親家庭を離れて暮らす際に賃貸を契約する、等は子どもの自立に必要です。子どもによっては、身元保証人がいない場合もあり（里親家庭に居る間は里親が身元保証人を担えます）、事情を考慮した対応をお願いいたします。

奨学金

社会的養育を必要とする子どもは、これまでは原則18歳になると「自立」を求められ、育った児童養護施設や里親家庭から出なければなりません。その多くが住居費や生活費を捻出するための就労を余儀なくされています。そして、経済的な理由に加え体力的・精神的な疲労から、進学をあきらめたり、進学しても長く続かなくなったりするケースも少なくありません。

国からの生活支援がなくなることから、大学・短大を志望する場合の多くは、大学の授業料などが免除され返済の必要がない給付型の奨学金制度等を利用して進学を目指しています。近年では、日本学生支援機構（JASSO）による高等教育の修学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金の実施や、児童養護施設等の生徒への受験料等支援により、進学に対する支援が拡充してきました。里親のみではこうした情報の収集が難しい場合もあり、先生からの情報提供が子どもの進学意欲を支えてくれます。

里親家庭で暮らす子どもたちは、里子あるいは実子という立場を通して、さまざまな経験をしています。また、これからも自分自身のルーツを知ったり、家庭環境が変化したりすることで、葛藤を抱えることもあります。こうした子どもを支えるためには、心理・医療・福祉などの知識が必要です。ここではその代表的な知識についてご紹介します。

過去の体験から
今へとつながる
気持ち

トラウマインフォームドケア

人はさまざまな出来事によってこころにケガ(トラウマ)を負ってしまうことがあります。トラウマインフォームドケアとは、こころのケガについての正しい知識を持ち、すべての人に「こころのケガがあるかもしれない」という観点をもって適切な対応・関わりをすることをいいます。生活のさまざまな場面に

おいて、育った環境やトラウマ的な経験が要因となり、大人からは「問題行動」と見えたり、適切な関係性を築くことに難しさを覚えたりする子どもがいます。そうした際に、単に困った子どもと捉えるのではなく「背景に何かあるかもしれない」と考える視点が大切です。

参考情報：「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」
(国立大学法人大阪教育大学 学校安全推進センター)



子どもと共に
自分らしさを
確認する

ライフストーリーワーク

ライフは人生、ストーリーは物語、ワークは作業、という意味合いから成る言葉で、自身の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来をつないで前向きに生きていけるように支援する手法です。「なぜ、いまここ(里親家庭など)にいるの?」「生みの親は育てられなかったの?」「これからどうなるの?」などの疑問に答えながら、子どもと話し

合います。それまで子どもが知らなかった事実を伝える「事実告知」も含まれますが、一方的に伝えるのではなく、子どもと一緒に取り組んでいくというスタイルです。頻度・期間・内容はさまざまですが、後から読み返せるよう「ライフストーリーブック」を作成するのが一般的です。

出典：才村眞理「ライフストーリーワークをご存じですか?」
(日本財団「養子縁組をした親子の762人のこえ」)



子どもの
喪失感に
寄り添うこと

グリーフケア



グリーフとは、日本語で「^{ひたん}悲嘆」といいます。身内や親しい人の死別・離別など、愛情や依存の対象を喪失した際に生じる反応のことです。悲しみや怒り、後悔、ぼうぜんとするという精神状態、あるいは不眠・食欲不振などの体調不良として表れることもあります。里親家庭の子どもは親と離れる経験をしており、その

中には親と死別している子どももいます。また、預かり期間が短期であっても、子どもが実家庭に戻る際に、一緒に暮らしてきた里親や実子にとっても、大きな喪失体験となることが少なくありません。こうしたさまざまな喪失を経験した人に寄り添い、サポートすることを「グリーフケア」と言います。

子どもの
背景によって
思いはさまざま

生みの親・親族との交流

里親家庭の子どもの親権は生みの親にあり、生みの親とも連絡が取れる状態にある子どもも少なくありません。親子としてのつながりを保ち続ける子どもや、生みの親や親族と交流しながら家庭復帰を目指す子どももいます。里子と生みの親との交流はかけがえのない大切な機会になります。とはいえ、交流の質によってはリスクもあることから、有意義な交流となるように、計画的かつ戦略的に、交流を進めていく

必要があります。海外では養子縁組をした子どもが生みの親とも交流を続けるオープンアダプションという取り組みも広がっています。子どもにとって生みの親は大切な存在であると同時に、複雑な思いを抱えることもあります。生みの親や実の家族に対する子どもの思いはさまざまですので、子ども自身の気持ちに耳を傾けることが重要です。

専門職や地域とのつながりで、子どもを支える

地域には里親家庭で暮らす子どもを支える機関があります。里親に養育を委託している児童相談所、フォスティング機関(里親支援センター)、里親支援専門相談員等です。また、地域の病院(小児科、児童精神科等)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談や保健所の心理士など、各機関や専門職がそれぞれ連携し、協働でサポートする必要があります。教師は、一番身近な存在として子どもの声を丁寧にきき、接していくこととなりますが、ひとりで抱え込まないで大丈夫です。学校や地域の関係機関と連絡を取りながら、社会全体で子育てをしていきましょう。



みなさんの声を集めてみました。
学校生活を体験した

子どもの声



高校生のときの担任の先生が里親家庭に対して理解があり、とても助かりました。大学進学の際、**私が受けられる奨学金について、他の先生と相談しながらいくつも調べて情報提供**してくれました。奨学金を受給し、希望の大学で勉強に励んでいます。

縦割り活動の際、同じ里親家庭やファミリーホームに暮らす場合も、一般の兄弟姉妹と同様に、**同じグループにならないよう配慮**してほしいです。

里親家庭の実子として育ちました。「お父さん、お母さん偉いね、すごいね」と言われることが多くて、もやもやしていました。**一緒に住んでいる子どもに何かあった時には、度々先生から頼られました。**正直、負担が大きかったです。

自分の家のことについて、**先生がどこまで知っているのか分からず**、児童相談所から話されている内容も教えてもらわなかったので、不安な状況でした。この「つながりの連絡帳」のように、親や先生と情報を共有し話をする機会があったら、安心できたと思います。

道徳や生い立ちの授業等の際「お母さんへお手紙を書きましょう」という課題が出たことがあります。社会的養護の子どもでなくても、昨今は親子の関係性は多様です。**親のみでなく、「大切な人への手紙を書きましょう」としていただくと、素直に思いを綴れるのではない**でしょうか。

里親の声



例えば「生い立ちの授業は止める」などの「過度な配慮」は望んでいません。憶測で子どもの気持ちを捉えるのではなく、そのことについてどう考えているか、**子どもの声をきき、対話を通して判断してほしい**です。

二分の一成人式の前に我が家が里親家庭であることを先生に伝えました。すると「**里親さんとしてクラスの子どもに“さまざまな家族の形”についてお話をしてください**」と言われ、子どもたちに里親のことを知ってもらう良い機会になりました。

年 月 日 記入

連絡帳



子どもの詳しい情報と、先生方に知って頂きたいこと・相談したいことを記載しています。学校として対応をする際は、必ず事前に子どもに気持ちの確認をお願いいたします。

先生へ

子どもの名前

里子 実子 (年 月 から)

里親の名前

養育里親 ファミリーホーム 養子縁組里親
ショートステイ里親 専門里親 親族里親 その他 ()

同じ家庭から通園・通学している子どもの名前

進級後の連絡帳の取り扱い 要返却 要処分 返却不要

■ 先生にお伝えしたいこと・相談したいこと

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■ 先生にお伝えしたいこと・相談したいこと

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■ 連携機関・相談先

里親制度への理解を深めるために

里親制度・支援が理解でき、授業等にも活用できるホームページ・参考図書をご紹介します。



こども家庭庁 ー 里親制度等について

2023年4月1日に発足した「こども家庭庁」。こどもまんなか社会の実現のための政策として社会的養護・里親制度を解説しています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-seido/>



子どもたちに 家庭をプロジェクト ー 里親制度について

「すべての子どもたちは、“家庭”の愛情に触れ、健やかに育てほしい」という想いで推進されている日本財団のプロジェクトです。

<https://nf-kodomokatei.jp/satooya/>



フォスタリングマーク プロジェクト

子どもの家庭養育推進官民協議会が家庭養育のシンボルとして作成したフォスタリングマーク。里親制度の解説や里親家庭を経験した若者等のインタビューなどが掲載されています。

<https://fosteringmark.com/>



フォスタリングカードキット TOKETA

里親家庭で暮らす子どもたちが、安心して声を発することができる関係を促していくために制作されたツール。里親家庭の学習教材にもなりますので、学校でご活用ください。

<https://toketa.jp/>



日本ユニセフ協会 子どもの権利条約

世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年に採択され、日本は1994年に批准しました。子どもの意見の尊重等、学校でも大切にしたい権利が掲載されています。

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



社会的養護経験者向け 情報ウェブサイト Iris

社会的養護を経験したメンバーで作成しています。当事者の立場から、困った時に使える公的制度や奨学金等、さまざまな相談先・声・制度を探すことができますので、子どもたちにもおすすめです。

<https://irisconnect.jp/>



書籍

山本真知子 著

「里親家庭で生活するあなたへ 里子と実子のための Q&A」

(岩崎学術出版社)

里親家庭で暮らす子どもたちが感じる疑問や悩みが Q&A形式で掲載されています。子どもが抱えがちな悩みや対応事例を通して、里親家庭と子どもの理解が深まります。また、支援者向けのアドバイスも掲載されていますので、先生方にとっても子どもへの接し方の参考になります。

冊子制作にご協力いただいた皆様 (敬称略・順不同)

川瀬信一 (一般社団法人 子どもの声からはじめよう代表理事 / こども家庭庁参与 / 元中学校教員)

中村みどり (CVV 副代表 / NPO 法人キアセット ソーシャルワーカー)

藤枝篤史 (里親家庭経験者)

ホップス美香 (里親・ファミリーホーム ホーム長)

みーたん (大学生・里親家庭経験者)

山内美奈 (社会福祉法人越前自立支援協会 児童養護施設一陽 里親支援専門相談員)

山本真知子 (大妻女子大学 人間関係学部人間福祉学科 准教授)

山本梨菜 (里親家庭経験者)

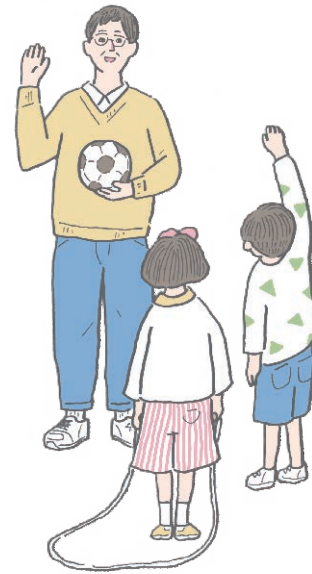
発行 日本財団

編集・デザイン 一般社団法人福祉とデザイン、河村美季

イラスト 馬場通友

「つながりの連絡帳」とは？

「つながりの連絡帳」は、里親家庭で暮らす子どもの思いを地域へつなぐツールです。学校の先生にお渡しして、里親家庭の理解を助け、対話のきっかけとしていただくことを目的としており、対話を通して里親家庭の理解の文化を広げていくことを目指しています。本冊子には、付録『「里親」をご存じですか?』が付いています。里親家庭についての理解は、学校だけでなく、銀行や病院等、生活のさまざまな場面で必要となります。その際に先方に手渡すリーフレットとしてご活用ください。



使い方

STEP
1

「つながりの連絡帳」に書かれている内容を確認します。



STEP
2

子どもとお話をして、子どもの意向を確認します。



STEP
3

連絡帳ページ (p.9) に記入します。
原則として子どもと一緒に内容を考えて記入しましょう。

※ 連絡帳ページは、日本財団のサイトからダウンロードできます。
きょうだいがいる場合、里子と実子について連絡したい場合、
進級して担任の先生が変わった場合等、活用してください。



STEP
4

先生に手渡し、今後の対応について話し合います。

「つながりの連絡帳」をダウンロード <https://nf-kodomokatei.jp/news/2024tsunagari.html>



使い方のポイント



まずは子どもの声をきいてください

- 連絡帳は、学校生活における子どもの素直な思いを確認する貴重な機会です。子どもの声をじっくりきいた上で、一緒に記入をお願いします



連絡帳ページには共有したい情報をお書きください

- ご家庭のことや子どもの状況など先生に伝えたいこと・相談したいことを記入してください
- 記入項目は各家庭により異なりますので全て埋める必要はありません
- 学校での共有範囲について、気をつけて欲しい点も記入すると安心です



必要なタイミングで直接手渡し、話し合しましょう

- 入学・進級のとき、生い立ちの授業の前、問題が発生したときなど、必要なときに活用してください
- 連絡帳を渡すだけでなく、今後の対応について話し合いをしましょう
- 子どもと一緒に手渡すことが大切です

付録

「里親」をご存じですか？

里親家庭の理解のために

「『里親』をご存じですか？」は、里親家庭について理解していただくために、学校以外の様々な場所で手渡したり、配布したりするリーフレットです。

銀行口座をつくる時、様々なサービスの契約をする時、アルバイトをする時、部屋を借りる時など、里親制度が知られていないために、窓口や受付で手続きが長引く場合があります。地域の方々の理解の助けとして、このリーフレットをご活用ください。

